

# 太宰府市自治基本条例(仮称)

## まちづくり市民会議 ニュース

# 12号

### “職員・市長”の分析について議論しました

#### プログラム

- 19:00 ◆ 開会あいさつ
- 19:05 ◆ 幹事会の報告
- 19:15 ◆ 「職員・市長」の分析
- 21:00 ◆ 閉会

太宰府市における住民自治の基本ルールを定める『自治基本条例(仮称)』づくりの第12回まちづくり市民会議が、平成24年12月19日(水)、いきいき情報センター多目的ホールで開催され、登録総数79人中26人の参加があり、傍聴は3人でした。

まず幹事会から第11回市民会議の整理状況と若い世代の意見収集について説明があり、そして第2回自治基本条例審議会の報告がありました。

続いて、今回の議題である「職員の対応や資質と、市長の責務など」に対する課題や不満等の解決方法について意見を出し合いました。市民が考える「職員や市長はこうあって欲しい」というあるべき姿を話したり、職員の能力ややる気があがる方法・アイデアなどが考えられました。

初参加も大歓迎です。一緒に太宰府のことを話してみませんか？

#### 次回のお知らせ

日時: 1月25日(金) 19:00~21:00

場所: いきいき情報センター  
「行政」の分析

★お問い合わせ先★ 太宰府市総務部 協働のまち推進課  
TEL: 092(921)2121 FAX: 092(921)1601  
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>

#### 市民会議の流れ

第1回 H24. 1. 16(月)  
・条例の制定の手順と市民会議の役割と体制

第2回 H24. 2. 2(木)  
・参加者の範囲 ・会議の進め方

第3回 H24. 3. 7(水)  
・幹事会の役割と構成

第4回 H24. 4. 19(木)  
・幹事会の役割と構成 ・設置

第5回 H24. 5. 24(木)  
・自治基本条例制定の経緯と動機  
・市における課題や不満等

第6回 H24. 6. 29(金)  
・課題や不満等の集約内容の点検

第7回 H24. 7. 27(金)  
・“情報共有”の分析

第8回 H24. 8. 23(金)  
・分析から条例への道筋  
・“議会”の分析

第9回 H24. 9. 26(水)  
・“市民”の分析

第10回 H24. 10. 29(月)  
・自治基本条例とは何か、なぜ必要なのか

第11回 H24. 11. 22(木)  
・“市民参加の仕組み”の分析

第12回 H24. 12. 19(水)  
・“職員・市長”の分析

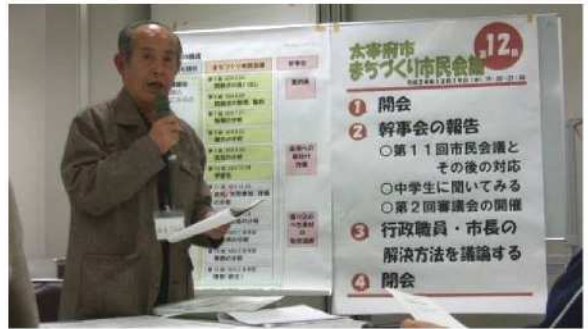
## 幹事会の報告

12月3日と12日に幹事会を開催し、第11回市民会議で議論された「市民参加の仕組み」についての課題解決の方法の整理を行っていることが説明されました。

また、中学生など太宰府の未来を担う若い世代の意見収集を検討し、交渉にあたっていることが話されました。

そして、12月5日の第2回自治基本条例審議会の内容について、会議を傍聴した座長から報告がありました。平成23年11月から約1年ぶりの開催であり、これまで全11回行われたまちづくり市民会議の経過を説明し、「条例の案文を誰が作るのか」「市民会議の進め方」「自治基本条例と議会基本条例の関係」など意見交換が行われたことが報告されました。

また、幹事会メンバーの一人が、自らの自治会の拡大役員会において、まちづくり市民会議の進捗状況の周知を行い、意見・感想を集めたことが報告されました。



### 条例案文の作り方について

- 市民会議の条例に盛り込むべき要素の提案を最大限尊重しつつ、自治基本条例審議会が追加意見を出したり、修正したりしながら、是々非々で審議し、答申案として条例案文を作成すること
- 同審議会は条例に盛り込むべき要素について、会長の指示で幹事会に説明を求めたり質問をする方針であること
- 同審議会は答申前に市民会議に条例案文を示し、審議の結果を説明すること

## 職員・市長について議論

“行政”に関する課題や不満等の「職員の対応、職員の資質、職員の数、責任の所在」と「市長の責務・説明責任」についての解決の方法を議論しました。

「市民と行政は話し合う機会をもっと多くする」「市民同士の会話で解決できるものもある」「職員のやる気や質を上げるため職員提案制度を実効性のあるものにする」「細分化した専門性の総合化を図る」「市長はリーダーシップと市民の意見を聞く耳をもつことが大切である」など、さまざまな意見が出されました。

